

株 主 各 位

神奈川県綾瀬市上土棚中四丁目4番34号

**油 研 工 業 株 式 會 社**

取締役社長 田 中 治

## 第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のことと拝察申しあげます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年6月27日（月曜日）午後5時10分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県綾瀬市上土棚中四丁目4番34号  
当社 本社大会議室

### 3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第72期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第72期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役1名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件  
第4号議案 補欠監査役1名選任の件  
第5号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件  
以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（URL <http://www.yuken.co.jp/>）に掲載させていただきます。

# 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国では堅調な景気が持続いたしましたが、欧州では景気の停滞が続き、中国等の新興国や資源国では経済減速が鮮明となりました。一方、わが国経済は、企業収益や雇用情勢の改善がみられ、緩やかな景気回復基調が続きました。

このような状況のもとで、当社グループは、中期経営計画「3G (Group Global Growing) Action 2015」を平成25年度よりスタートさせ、グループ全体最適の実現 (Group)、海外拠点の強化と対象市場の拡大 (Global)、成長を支えるインフラや人財の強化 (Growing) を推進の柱に、環境変化に影響されにくい高収益体質企業への転換に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の実績といたしましては、売上高は、前期に比べ7.9% (23億6千万円) 減少し、277億1百万円となりました。営業利益は、前期に比べ1.4% (2千6百万円) 増加し、19億4千3百万円となり、経常利益は、前期に比べ12.2% (2億2千4百万円) 減少し、16億1千3百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に比べ3.3% (3千4百万円) 増加し、10億7千8百万円となりました。

なお、前連結会計年度まで連結子会社であった「株式会社北陸油研」は、当連結会計年度において、持分法適用の関連会社となっております。

当期の単独業績につきましては、受注高158億2百万円 (前期比5.2%減)、売上高164億1千5百万円 (前期比1.0%増)、営業利益6億5千8百万円 (前期比203.3%増)、経常利益10億5千1百万円 (前期比13.3%減)、当期純利益8億7千6百万円 (前期比5.9%増) となりました。

事業別の売上高は以下のとおりです。

事業別	売上高	前期比増減
油圧製品事業	17,386	△8.3%
システム製品事業	5,912	△8.4%
環境機械事業他	4,402	△5.1%
合計	27,701	△7.9%

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額15億3千3百万円であります。事業部門別では、油圧製品部門14億1千5百万円、システム製品部門3千3百万円、環境機械事業部門他で8千4百万円となっております。

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達と安定的な財務基盤の確保を目的に取引銀行4行とシンジケーション方式のコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	4,000百万円
借入実行残高	1,480百万円
差引額	2,520百万円

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (8) 財産および損益の状況の推移

区 分	第69期	第70期	第71期	第72期
	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	(当連結会計年度) 平成28年3月期
売 上 高(百万円)	25,917	28,049	30,062	27,701
経 常 利 益(百万円)	882	1,450	1,837	1,613
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	527	861	1,043	1,078
1株当たり当期純利益(円)	12.24	20.06	24.30	25.27
総 資 産(百万円)	33,023	35,875	38,192	36,366

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
2. 第69期の売上高は、世界的な景気減速の影響を受けて前期比4.0%減の25,917百万円となりました。  
損益面では、引続き固定費の圧縮、生産性の向上、原価低減活動等の改善に努め、営業利益956百万円、経常利益882百万円、親会社株主に帰属する当期純利益527百万円となりました。
3. 第70期の売上高は、国内経済の緩やかな回復や、海外拠点の強化と対象市場の拡大などの取り組みにより、前期比8.2%増加の28,049百万円となりました。  
損益面では、中期経営計画の推進による高収益体質企業への転換に組み、営業利益1,465百万円、経常利益1,450百万円、親会社株主に帰属する当期純利益861百万円となりました。
4. 第71期は、国内経済は緩やかな回復基調を辿り、中国及び東南アジアにおいては経済の減速基調が続いたものの、堅調な米国経済と欧州経済の持ち直しの動きもあり、売上は前期比7.2%増の30,062百万円となりました。  
損益面では、引続き中期経営計画の推進による高収益体質企業への転換に組み、営業利益1,917百万円、経常利益1,837百万円、親会社株主に帰属する当期純利益1,043百万円となりました。
5. 第72期(当連結会計年度)の状況につきましては、「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(9) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ユケンサービス	千円 40,000	% 100.0	油圧製品の販売および保守 システム製品の製造・販売 および保守
台湾油研股份有限公司	千円 90,000	72.47	油圧製品の製造・販売 システム製品の製造・販売
油研工業（香港）有限公司	千香港ドル 5,000	100.0	油圧製品の販売
ユケン・ヨーロッパ LTD.	千ポンド 300	100.0	油圧製品の販売
ユケン・インディア LTD.	千ルピー 30,000	40.0	油圧製品の製造・販売
油研液圧工業（張家港）有限公司	千円 101,468	95.08 (12.94)	油圧製品の製造
韓国油研工業株式会社	百万ウォン 5,010	96.4	油圧製品の販売
油研（上海）商貿有限公司	千円 8,184	100.0 (33.33)	油圧製品の販売
YUKEN SEA CO., LTD.	千パーツ 80,000	88.99 (28.99)	油圧製品の販売
油研（仏山）商貿有限公司	千円 22,954	100.0 (17.1)	油圧製品の販売

- (注) 1. ユケン・インディアLTD.は、当社の出資比率40.0%ですが、実質的に支配しているため、子会社としております。
2. 前連結会計年度において連結子会社であった株式会社北陸油研は、当連結会計年度に当社が同社を実質的に支配する状況が解消されたことにより、連結子会社から除外し持分法適用関連会社としております。
3. 出資比率の（ ）は、間接所有割合であります。

(10) 主要な事業内容

当社グループは、油圧製品、システム製品、環境機械の製造ならびに販売を主な事業の内容としております。

(11) 主要な営業所および工場

① 当社の主要な営業所および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本社・相模事業所	神奈川県綾瀬市	東京支社	東京都港区
袋田工場	茨城県久慈郡	大阪支社	大阪府大阪市

② 主要な子会社の営業所および工場

会社名	名称	所在地
株式会社ユケンサービス	本社	神奈川県綾瀬市
台湾油研股份有限公司	本社	台湾省台中市
油研工業（香港）有限公司	本社	HONGKONG Kowloon
ユケン・ヨーロッパ LTD.	本社	ENGLAND Liverpool
ユケン・インディア LTD.	本社	INDIA Bangalore
油研液圧工業（張家港）有限公司	本社	中華人民共和国江蘇省
韓国油研工業株式会社	本社	大韓民国ソウル市
油研（上海）商貿有限公司	本社	中華人民共和国上海市
YUKEN SEA CO., LTD.	本社	THAILAND Bangkok
油研（仏山）商貿有限公司	本社	中華人民共和国広東省

(12) 従業員の状況

従業員数（前期末比増減）
1,259名（24名減）

(13) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,757百万円
株式会社三井住友銀行	1,175
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,156
株式会社横浜銀行	988
第一生命保険株式会社	150

(14) 対処すべき課題

当社及び当社グループは、**YUKEN** ブランドを世界に広め、日本、アジア、世界に貢献し、環境変化の中でも利益成長できる高収益体質の独立系総合油圧メーカグループを目指すべく、2016年度を初年度とする中期経営計画を策定いたしました。

具体的には以下のとおり取り組んでまいります。

(1) 中期経営計画の基本方針

3G《Group・Global・Growing》を行動指針とし、グローバル企業へと成長するため、中核事業である国内事業の収益力を強化し、高収益体質の礎を確固たるものとするとともに、**YUKEN** ブランドの量的拡大を行い、持続的に成長できる企業へと変革するべく海外事業の拡大を進めてまいります。

(2) Group (グループ) 戦略 ～グループ会社連携によるシナジー効果の発揮～

国内外での効率的な生産分担による変動費低減や、**YUREN**ブランドとしてのグローバルな製造品質確立、グループ内での開発リソースの有効活用による開発期間の短縮等、グローバルなグループ経営によるシナジー効果を最大限追求するとともに、グループにおけるコーポレート・ガバナンスも一層強化してまいります。

(3) Global (グローバル) 戦略 ～成長ドライバーとしての海外事業拡大～

海外市場・ボリュームゾーン向けの戦略的差別化製品や世界標準製品の開発等を推進し、海外市場を意識したグループ供給体制の構築を進めてまいります。

(4) Growing (グロウイング) 戦略 ～グループを牽引する本社機能の強化～

国内においては、高付加価値製品の生産による収益力強化や更なる効率化推進による採算性向上、成長に向けた戦略的な設備投資、海外への要員供給も含めた人材教育・育成等を推し進め、当社グループを牽引する本社機能としての役割を一層強化してまいります。

(5) グループ全体の社会的信頼の向上

社会の一員としての自己責任を徹底し、グループ全体の社会的責任の向上に取り組みます。

安全・安心の万全な品質保証、地球視点での環境保全、法令や社会規範の遵守、迅速かつ的確な情報開示、地域社会との共生などに対するグループ内での取り組みを一層推し進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞよろしくご支援賜りますようお願い申し上げます。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 96,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 42,340,512株  
(自己株式 2,766,252株を除く)
- (3) 株主数 5,560名(前期末比231名減)
- (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	2,043千株	4.82%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,955	4.61
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,653	3.90
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,645	3.88
油 研 協 力 会 持 株 会	1,529	3.61
油 研 販 売 店 持 株 会	1,447	3.41
DEUTSCHE BANK AG, FRANKFURT	1,350	3.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	900	2.12
酒 井 重 工 業 株 式 会 社	823	1.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	814	1.92

(注) 出資比率は、自己株式(2,766,252株)を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

(平成28年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
田中 治	取締役社長（代表取締役）	ユケン・インディア LTD. CHAIRMAN YUKEN SEA CO., LTD. CHAIRMAN
服部 志朗	常務取締役（技術本部長）	台湾油研股份有限公司董事長 油研液圧工業（張家港）有限公司董事長
永久 秀治	常務取締役（管理本部長兼総務部長）	韓国油研工業株式会社代表理事
大場 孝一	取締役（グローバル事業本部長兼経営企画室長）	油研工業（香港）有限公司董事長 ユケン・ヨーロッパLTD. CHAIRMAN 油研（上海）商貿有限公司董事長 油研（仏山）商貿有限公司董事長
岡根 謙一	取締役（国内事業本部長）	
笠井 一巳	取締役（生産本部長兼生産部長）	
鈴木 幸一	取締役	公認会計士・税理士
高久 憲一	常勤監査役	
桜井 雅夫	常勤監査役	
矢島 良司	監査役	株式会社第一生命経済研究所代表取締役社長

- (注) 1. 取締役鈴木幸一氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役桜井雅夫氏および矢島良司氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役鈴木幸一氏および監査役桜井雅夫氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
 4. 監査役高久憲一氏は、業務執行者としての豊富な経験と見識ならびに当社海外子会社の経営者としての経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役桜井雅夫氏は、業務執行者および会社経営者としての豊富な経験と見識を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

#### (3) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役7名 118,360千円（うち社外1名 5,130千円）

監査役3名 30,580千円（うち社外2名 18,340千円）

- (注) 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額35,600千円（取締役6名に対して28,550千円、監査役3名に対して7,050千円）が含まれております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・社外取締役鈴木幸一氏は、鈴木幸一会計事務所を運営しておりますが、当社と兼職先との間には重要な関係はありません。
- ・社外監査役矢島良司氏は、株式会社第一生命経済研究所の代表取締役社長であります。当社と兼職先の間には重要な関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	鈴木 幸一	就任後開催の取締役会には、10回中10回全てに出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
社外監査役	桜井 雅夫	当事業年度に開催された取締役会には、15回中14回、また監査役会には16回全てに出席し、疑問点等明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。
社外監査役	矢島 良司	当事業年度に開催された取締役会には、15回全てに、また監査役会には16回全てに出席し、経営者としての豊富な経験・見地から、適宜意見を述べております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ロイヤル監査法人

(2) 当事業年度にかかる会計監査人としての報酬等の額および監査役会が同意をした理由

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 30,500千円

当社およびその子会社が会計監査人に支払うべき金銭 30,500千円

その他の財産上の利益の合計額

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積算出根拠が適切であると判断し、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、または会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受け、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の具体的要素を列挙し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

## 5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、平成18年5月12日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について決議いたしました。近年の社会情勢に鑑み、平成27年4月23日の取締役会決議により次のとおり一部改定いたしました。

(改定内容)

- ・当社およびグループ各社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制を整備する旨を明記。
- ・取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制にグループ各社を含めることを明記。また、監査役に報告した者がその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する旨を明記。
- ・監査役 of 職務の執行に係る費用請求について明記。

② 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業憲章である「経営の信条」の精神に基づき、平成18年5月25日の取締役会において、取締役および従業員が法令・定款および社会規範を遵守した行動を取るための「行動規範」を定めるとともに、コンプライアンス体制に係わる規定を整備し、倫理法令遵守に必要な体制の構築を進めてまいりました。また、運用の徹底を図るため、コンプライアンス担当取締役の選任、コンプライアンスの充実を実現するための教育等の取組みを実施いたしました。これらの活動は、取締役および監査役を委員とするリスク管理委員会に報告しております。さらに、法令上、疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としての通報・相談窓口を開設しております。

③ 取締役の職務執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

経営文書管理規定に従い、取締役の職務執行に係わる文書は、文書または電磁的媒体に記録し、保存しております。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

財務、法務、環境、災害、品質、情報セキュリティ等事業活動に係わるリスクについて、それぞれの領域ごとの担当部門を定めるとともに、リスク管理委員会を設立し、損失の最小化を図るための諸規定の制定、取締役および従業員への周知徹底を行う体制の整備を進めております。

⑤ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役と従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標に基づく年度経営計画を策定しております。各本部を担当する取締役は、年度経営計画に基づき各本部が実施すべき具体的な実行計画を策定し、取締役会は各本部の実行計画の実施状況を把握するために半期ごとに実績をレビューしております。目標未達事項がある場合は、担当の取締役にその改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正することとしております。

⑥ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社およびグループ各社に共通のリスク管理体制に係わる行動規範を定め、グループの取締役および従業員の順法意識の醸成を図っております。

また、当社およびグループ各社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備を進めております。

⑦ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役は内部監査室員に監査業務に必要な事項を調査させることができるものとしております。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から監査業務に必要な命令を受けた内部監査室員は、その命令に関して取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとしております。

⑨ 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制  
その他の監査役への報告に関する体制

当社およびグループ各社の取締役および従業員は当社の監査役に対して、取締役会で決議された事項、会社に著しい損害をおよぼす恐れのある事項、毎月の経営状況としての重要な事項、重大な法令・定款違反および通報・相談窓口への通報状況およびその内容を報告することとしております。また、監査役に報告した者がその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保しております。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役社長、監査役会と監査法人および監査役会と内部監査室との間では定期的な意見交換会を実施しております。

監査役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできないこととしております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、内部統制システム構築の基本方針に基づき、企業集団の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

当社取締役会は、平成27年6月25日開催の当社第71回定時株主総会で選任された社外取締役1名を含む取締役7名で構成され、監査役3名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督いたしました。社外取締役は選任後全ての取締役会に出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

当社は社長および本部長を兼務している各取締役ならびに監査役が出席する本部長会議を41回開催し、重要な経営課題を審議するとともに、営業・生産等の報告を適時行い、経営判断の迅速化と問題共有に努めております。また取締役、監査役が全員出席するリスク管理委員会を1回開催し、グループ各社を含めた全社的なリスク管理活動について、対応状況の確認と対応内容に関する審議を行いました。

グループ各社においては、当社取締役が各社において1名以上役員を兼務しており、またグループ会社社長会を4回開催し、業務報告および意見交換を行うことでグループ各社の業務の適正を確保しております。

内部監査室は、グループとして内部統制システムの構築・運用を更に強化するため内部監査規則の改定を行うとともに、当社およびグループ各社におけるコンプライアンスの遵守状況を確認いたしました。また監査役と月に1回連絡会議を開催し、監査に関する情報等の連携を図っております。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、監査役会を16回開催し、監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握いたしました。取締役会を始めとする重要な社内会議に出席して必要な場合は意見を述べるとともに、取締役その他使用人と対話を行い、内部監査室、会計監査人と連携し、取締役および使用人の職務の執行状況を監査いたしました。

### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

#### ① 基本方針の内容

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための合理的に必要十分な時間や情報を提供することのないもの等買収の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模な買付行為又は買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針を決定する者として不適切であると判断し、法令および当社定款によって許容される範囲で必要かつ相当な措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

#### ② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の株主および投資家の皆様により長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。これらの取組みは、上記①の基本方針の実現に資するものと考えております。

##### 1) 企業価値向上への取組み

当社および当社グループは、わが国を代表する油圧専門総合メーカーとして、一般産業機械の基幹部品である「油圧機器」事業を中心に、「油圧機器」と電子技術を融合した「システム商品」および油圧制御技術の特徴を生かした「環境機械」の生産、販売および開発を積極的に推進してまいります。

そして **YUKEN** ブランドを世界に広め日本、アジア、世界に貢献し、環境変化の中でも利益成長できる高収益体質の独立系油圧メーカーグループを目指すべく、2016年度を初年度とする中期経営計画を策定いたしました。具体的には、3G《Group・Global・Growing》を行動指針とし、グループ会社連携によるシナジー効果の発揮（Group戦略）、成長ドライバーとしての海外事業拡大（Global戦略）、グループを牽引する本社機能の強化（Growing戦略）を推進していくことで、高収益体質の礎を強固たるものとするとともに、持続的に成長できる企業への変革を進めてまいります。

2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営理念である「経営の信条」を礎に、常に最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでまいります。当社は、当社の持続的な成長と企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公平性を確保するとともに、保有する経営資源を十分に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考え、その充実に取り組んでまいります。当社のコーポレート・ガバナンスに関する取り組みに関しては、当社ホームページに記載しておりますのでご参照下さい。

(<http://www.yuken.co.jp/ir/governance.aspx>)

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式に対する大規模な買付等が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものとして不適切であると考えられるものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付等の中には、その目的等から見て買収の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そこで、当社取締役会は、1) 事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、2) 取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、という概要の大規模買付行為への対応策（以下「本買収防衛策」といいます）を平成19年3月8日の取締役会において決議し、平成19年6月28日開催の当社第63回定時株主総会において、導入が決議されました。

また、本買収防衛策は、その合理性・公正性を担保するための独立委員会の設置や、大規模買付者に提供を求める必要情報の内容について一部見直しを行うなど、社会、経済情勢の変化や、買収防衛策をめぐる諸々の動向等を踏まえ、より実効性を高めるための変更を伴った上で、平成22年6月25日開催の当社第66回定時株主総会および平成25年6月27日開催の当社第69回定時株主総会で継続が決議されております。

- ④ 本買収防衛策が株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本買収防衛策は、当社株券等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものであります。

更に、本買収防衛策は、大規模買付行為が大規模買付時における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます）を遵守していない、あるいは大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買収である場合や株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

- (4) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその状況

当社は、行動規範において、当社の役職員等は社会の健全な発展に障害となる反社会的な勢力に対しては、毅然とした態度で臨むこととしております。対応部門は総務部門としておりますが、同部署に一任せず、全社で対応することとしております。また、神奈川県企業防衛対策協議会に加盟し、同協議会にて開催される会合において反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、同協議会の研修に参加し、反社会的勢力への対応方法等の習得に努める一方、所轄警察署の担当者および顧問弁護士とも随時情報交換を行い、反社会的勢力からの不当な要求があった場合の対応について適切な助言を得ております。

役職員には、行動規範の社内周知・教育に伴い、反社会的勢力排除に関する考え方等の周知を行っております。

---

(注) 事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>24,348,757</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>11,319,779</b>
現金及び預金	4,508,206	支払手形及び買掛金	5,023,677
受取手形及び売掛金	10,911,129	短期借入金	3,725,541
有価証券	8,383	1年以内返済予定の長期借入金	794,423
たな卸資産	8,229,826	リース債務	113,353
前払費用	234,531	未払金	328,919
繰延税金資産	259,823	未払法人税等	7,113
未収入金	174,390	未払費用	382,096
その他の流動資産	176,730	預り金	409,826
貸倒引当金	△154,264	賞与引当金	404,029
<b>固 定 資 産</b>	<b>12,018,150</b>	その他の流動負債	130,798
<b>有形固定資産</b>	<b>7,468,716</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>8,428,478</b>
建物及び構築物	2,387,839	長期借入金	4,158,411
機械装置及び運搬具	3,145,866	リース債務	292,133
工具、器具及び備品	506,464	退職給付に係る負債	3,943,149
土地	1,270,075	その他の固定負債	34,783
リース資産	56,445		
建設仮勘定	102,024	<b>負 債 合 計</b>	<b>19,748,257</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>490,817</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
リース資産	400,427	<b>株 主 資 本</b>	<b>14,594,843</b>
ソフトウェア	69,154	資本金	4,109,101
その他の無形固定資産	21,236	資本剰余金	3,880,678
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,058,615</b>	利益剰余金	7,295,071
投資有価証券	2,428,420	自己株式	△690,007
差入保証金	77,812	その他の包括利益累計額	612,910
敷金	169,565	その他有価証券評価差額金	505,222
事業保険	242,103	為替換算調整勘定	461,285
破産更生債権等	12,263	退職給付に係る調整累計額	△353,597
繰延税金資産	1,124,783	<b>非支配株主持分</b>	<b>1,410,896</b>
その他の投資その他の資産	15,180	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>16,618,650</b>
貸倒引当金	△11,513	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>36,366,907</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>36,366,907</b>		

# 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		27,701,514
売上原価		20,098,293
売上総利益		7,603,221
販売費及び一般管理費		5,659,510
営業利益		1,943,711
営業外収益		
受取利息及び配当金	86,175	
持分法による投資利益	13,384	
その他の営業外収益	88,795	188,355
営業外費用		
支払利息	221,803	
為替差損	187,557	
たな卸資産処分損	30,291	
その他の営業外費用	78,983	518,636
経常利益		1,613,430
特別利益		
固定資産売却益	3,385	
投資有価証券売却益	78,988	82,373
特別損失		
投資有価証券売却損	4,931	4,931
税金等調整前当期純利益		1,690,872
法人税、住民税及び事業税	397,779	
法人税等調整額	104,449	502,229
当期純利益		1,188,643
非支配株主に帰属する当期純利益		110,608
親会社株主に帰属する当期純利益		1,078,035

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,109,101	3,853,007	6,517,553	△539,534	13,940,127
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△300,517		△300,517
親会社株主に帰属する当期純利益			1,078,035		1,078,035
自己株式の取得				△150,472	△150,472
連結子会社株式の取得による持分の増減		27,670			27,670
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	27,670	777,517	△150,472	654,715
当 期 末 残 高	4,109,101	3,880,678	7,295,071	△690,007	14,594,843

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	951,259	748,102	△167,772	1,531,589	2,407,355	17,879,072
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					—	△300,517
親会社株主に帰属する当期純利益					—	1,078,035
自己株式の取得					—	△150,472
連結子会社株式の取得による持分の増減					—	27,670
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△446,037	△286,817	△185,824	△918,679	△996,458	△1,915,138
当 期 変 動 額 合 計	△446,037	△286,817	△185,824	△918,679	△996,458	△1,260,422
当 期 末 残 高	505,222	461,285	△353,597	612,910	1,410,896	16,618,650

# 連結注記表

## 1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

## 2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 10社

株式会社ユケンサービス、台湾油研股份有限公司、油研工業（香港）有限公司、ユケン・ヨーロッパLTD.、ユケン・インディアLTD.、油研液圧工業（張家港）有限公司、韓国油研工業株式会社、油研（上海）商貿有限公司、油研（仏山）商貿有限公司、YUKEN SEA CO.,LTD.

従来、当社と緊密な者が所有する議決権の判定により連結子会社としておりました株式会社北陸油研は、当連結会計年度において、緊密な者の所有する議決権割合が低下し、支配力が及ばなくなったため、連結の範囲から除外しております。

#### ② 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社はありません。

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

### (2) 持分法の適用に関する事項

#### ① 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

関連会社 1社

株式会社北陸油研

前連結会計年度まで連結子会社であった株式会社北陸油研は、緊密な者の所有する議決権割合が低下し、支配力が及ばなくなったことにより関連会社となり、当連結会計年度より同社を持分法の適用範囲に含めております。

#### ② 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

主要な会社の名称等

非連結子会社

主要な非連結子会社はありません。

関連会社

株式会社東洋ハイドロエレベータ

持分法を適用しない非連結子会社、関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

### (3) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### 1) 有 価 証 券

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

## 2) たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・商品・仕掛品……総平均法（但し、受注生産品は個別法）

原材料……総平均法（但し、購入品は最終仕入原価法）

貯蔵品……最終仕入原価法

## 3) デリバティブの評価基準……時価法

### ②重要な減価償却資産の減価償却の方法

- 1) 有形固定資産……定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。在外連結子会社は、主として見積もり耐用年数に基づく定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15～35年

機械装置及び運搬具 4～12年

- 2) 無形固定資産……定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- 3) リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。  
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### ③重要な引当金の計上基準

- 1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 2) 賞与引当金……従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

### ④重要なヘッジ会計の方法

- 1) 繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。  
なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

- 2) ヘッジ手段とヘッジ対象

変動金利の借入金、及び外貨建金銭債権をヘッジ対象とし、金利スワップ及び金利フロアー取引等及び通貨オプション取引をヘッジ手段として用いております。

- 3) ヘッジ方針

ヘッジ取引は実需に基づいたリスクのみを対象とし、投機的な手段として行っておりません。

- 4) ヘッジ有効性評価の方法

原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の当該累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

⑤その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1) 連結子会社の事業年度等

事業年度の末日が連結決算日と異なる子会社は台湾油研股份有限公司、油研工業（香港）有限公司、油研液圧工業（張家港）有限公司、韓国油研工業株式会社、油研（上海）商貿有限公司、油研（仏山）商貿有限公司、YUKEN SEA CO.,LTD.であり、その決算日（12月31日）の計算書類を用いて連結計算書類を作成しております。

ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

2) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

3) 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

### 3. 会計方針の変更

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する、影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額は軽微であります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

##### (1) 担保資産及び担保付債務

担保に供されている資産

定期預金	128,842千円
建物及び構築物	337,869 "
機械装置及び運搬具	1,036,628 "
工具、器具及び備品	87,739 "
土地	789,435 "
投資有価証券	495,352 "
計	2,875,867千円

担保付債務

短期借入金	1,854,262千円
1年以内返済予定の長期借入金	568,983 "
長期借入金	2,793,411 "
計	5,216,656千円

##### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

14,718,067千円

##### (3) 受取手形割引高

33,416千円

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末株式数 (株)
普通株式	45,106,764	—	—	45,106,764

##### (2) 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年 6月25日 定時株主総会	普通株式	300,517	7.0	平成27年 3月31日	平成27年 6月26日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年 6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	338,724	8.0	平成28年 3月31日	平成28年 6月29日

(注) 1株当たりの配当額8.0円には記念配当1.0円が含まれております。

## 6. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に油圧機器の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、外貨建ての営業債務をネットしたポジションの一部について先物為替予約及び通貨オプション取引を利用してヘッジしております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で7年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、通貨オプション取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

##### ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、その一部を先物為替予約及び通貨オプション取引を利用してヘッジしております。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めたデリバティブ取引管理規程に基づき、四半期毎に取締役会で基本方針を承認し、これに従い経理部が取引を行い、経理部において記帳及び契約先と残高照合等を行っております。月次の取引実績は、経理部所管の役員及び取締役会に報告しております。連結子会社についても、当社のデリバティブ取引管理規程に準じて、管理を行っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち、特定の大口顧客に対するものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照下さい。）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,508,206	4,508,206	—
(2) 受取手形及び売掛金	10,845,089	10,845,089	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,992,691	1,992,691	—
資産計	17,345,987	17,345,987	—
(1) 支払手形及び買掛金	5,023,677	5,023,677	—
(2) 短期借入金	3,725,541	3,725,541	—
(3) 長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	4,952,834	5,047,208	94,374
負債計	13,702,053	13,796,427	94,374
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。なお、個別に計上した貸倒引当金を控除して記載しております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。MMF等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 負債

### (1) 支払手形及び買掛金、並びに (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (3) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

## デリバティブ取引

### ① ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

### ② ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次の通りであります。

## 金利関連

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	4,336,000	4,336,000	(※)

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品  
(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	444,111

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 満期のある金銭債権及び有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,508,206	—	—	—
受取手形及び売掛金	10,911,129	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	—	400,000	100,000	—
合計	15,419,335	400,000	100,000	—

(注4) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	734,437	687,657	707,657	582,657	1,446,000
リース債務	114,588	112,609	61,560	3,375	—
合計	849,026	800,267	769,218	586,033	1,446,000

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 359円18銭  
 1株当たり当期純利益金額 25円27銭  
 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため掲載しておりません。  
 「会計方針の変更」に記載のとおり、企業結合会計基準等を適用しておりますが、当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額に与える影響額は軽微であります。

(算定上の基礎)

1株当たり純資産額	
純資産の部の合計額	16,618,650千円
純資産の部の合計額から控除する金額 (うち非支配株主持分)	1,410,896千円 (1,410,896千円)
普通株式に係る期末の純資産額	15,207,753千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	42,340,512株
1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益	1,078,035千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	1,078,035千円
普通株式の期中平均株式数	42,666,248株

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 10. その他の注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	15,057,310	流 動 負 債	7,190,683
現金預金	2,437,630	支払手形	1,030,924
受取手形	2,261,638	買掛金	2,883,235
売掛金	5,413,504	短期借入金	1,580,000
有価証券	8,383	1年以内返済予定の長期借入金	696,000
商品及び製品	2,043,707	未払金	216,862
仕掛品	697,002	未払法人税等	24,002
原材料及び貯蔵品	1,528,041	リース債務	113,353
前払費用	161,113	未払費用	123,702
繰延税金資産	139,998	預り金	133,998
短期貸付金	65,052	賞与引当金	321,000
未収入金	366,019	その他の流動負債	67,603
その他の流動資産	8,789	固 定 負 債	7,567,962
貸倒引当金	△73,572	長期借入金	3,950,000
固 定 資 産	10,620,442	リース債務	292,133
有形固定資産	3,481,363	退職給付引当金	3,301,452
建物及び構築物	1,260,029	その他の固定負債	24,376
機械装置	1,513,624	負 債 合 計	14,758,646
車輛運搬具	5,038	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	148,637	株 主 資 本	10,413,884
土地	469,220	資 本 金	4,109,101
リース資産	56,445	資 本 剰 余 金	3,853,007
建設仮勘定	28,367	資本準備金	1,030,000
無形固定資産	443,897	その他資本剰余金	2,823,007
ソフトウェア	27,758	利 益 剰 余 金	3,141,782
リース資産	400,427	その他利益剰余金	3,141,782
その他の無形固定資産	15,711	繰越利益剰余金	3,141,782
投資その他の資産	6,695,181	自 己 株 式	△690,007
投資有価証券	2,052,937	評価・換算差額等	505,222
関係会社株式	3,304,660	その他有価証券 評価差額金	505,222
差入保証金	26,870	純 資 産 合 計	10,919,106
事業保険	242,103	負 債 及 び 純 資 産 合 計	25,677,752
破産更生債権等	12,263		
繰延税金資産	969,302		
その他の投資その他の資産	98,558		
貸倒引当金	△11,513		
資 産 合 計	25,677,752		

# 損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		16,415,060
売上原価		12,572,181
売上総利益		3,842,879
販売費及び一般管理費		3,183,988
営業利益		658,891
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	457,210	
賞与引当金戻入額	4,281	
貸倒引当金戻入額	3,170	
受取ロイヤリティー	137,333	
その他の営業外収益	35,822	637,817
営業外費用		
支払利息	113,549	
為替差損	29,031	
手形売却損	1,209	
たな卸資産処分損	30,291	
その他の営業外費用	70,639	244,720
経常利益		1,051,987
特別利益		
投資有価証券売却益	78,988	78,988
特別損失		
投資有価証券売却損	4,931	4,931
税引前当期純利益		1,126,044
法人税、住民税及び事業税	158,167	
法人税等調整額	91,787	249,954
当期純利益		876,090

## 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	4,109,101	1,030,000	2,823,007	3,853,007	2,566,209	2,566,209
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				—	△300,517	△300,517
当 期 純 利 益				—	876,090	876,090
自 己 株 式 の 取 得				—		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				—		—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	575,573	575,573
当 期 末 残 高	4,109,101	1,030,000	2,823,007	3,853,007	3,141,782	3,141,782

(単位：千円)

残高及び変動事由	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△539,534	9,988,784	951,259	951,259	10,940,044
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△300,517		—	△300,517
当 期 純 利 益		876,090		—	876,090
自 己 株 式 の 取 得	△150,472	△150,472		—	△150,472
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		—	△446,037	△446,037	△446,037
当 期 変 動 額 合 計	△150,472	425,100	△446,037	△446,037	△20,937
当 期 末 残 高	△690,007	10,413,884	505,222	505,222	10,919,106

# 個別注記表

## 1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

## 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・商品・仕掛品……総平均法（一部個別法）

原材料……総平均法（一部最終仕入原価法）

貯蔵品……最終仕入原価法

#### (3) デリバティブの評価基準……時価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（リース資産を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	15～35年
機械装置	12年

(2) 無形固定資産……定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……債権の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与にあてるため、支給見込額基準により計上しております。

- (3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の定数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

#### 4. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

変動金利の借入金及び外貨建金銭債権をヘッジ対象とし、金利スワップ、金利フロア取引等及び通貨オプション取引をヘッジ手段として用いております。

(3) ヘッジ方針

ヘッジ取引は実需に基づいたリスクのみを対象とし、投機的な手段として行っておりません。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の当該累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

#### 5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

### 3. 会計方針の変更

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響はありません。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

##### 1. 担保資産及び担保付債務

###### (1) 担保に供している資産

定期預金	128,842千円
投資有価証券	495,352 〃
計	624,194千円

###### (2) 担保に係る債務

短期借入金	1,184,000千円
1年以内返済予定の長期借入金	470,560 〃
長期借入金	2,584,999 〃
計	4,239,559千円

##### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

11,308,287千円

##### 3. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金について、債務保証を行っております。

油研液圧工業（張家港）有限公司	516,412千円
台湾油研股份有限公司	679,000千円
油研（上海）商貿有限公司	317,224千円
油研（仏山）商貿有限公司	30,146千円

##### 4. 関係会社に対する債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権	1,937,813千円
関係会社に対する短期金銭債務	278,400千円

#### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	4,730,753千円
仕入高	1,718,281千円
営業取引以外の取引高	545,087千円

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
普通株式	2,175,741	590,511	—	2,766,252

※ 自己株式の増加590,511株は、取締役会決議による取得584,000株及び単元未満株式の買取り6,511株であります。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)		
たな卸資産評価損		38,188千円
賞与引当金		98,868 "
投資有価証券評価損		366,453 "
退職給付引当金		1,010,244 "
貸倒引当金		26,183 "
その他		132,291 "
繰延税金資産小計		1,672,230千円
評価性引当額		△521,987 "
繰延税金資産合計		1,150,242千円
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金		△40,941千円
繰延税金負債合計		△40,941 "
繰延税金資産純額		1,109,300千円

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.2%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.8%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が67,017千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が69,426千円、その他有価証券評価差額金額が2,408千円それぞれ増加しております。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

当社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	業務の内容又は職業	議決権等の所有(被所有者)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注3)	科目	期末残高(注3)
子会社	台湾油研股份有限公司	台湾	千円 90,000	油圧製品の製造・販売	所有 直接72.47	当社製品の販売 役員の兼務	債務保証(注2) 受取配当金	679,000千円 147,530千円	— —	— —
子会社	油研工業(香港)有限公司	香港	千香港ドル 5,000	油圧製品の販売	所有 直接100.0	当社製品の販売 役員の兼務	油圧製品の販売(注1)	1,011,536千円	売掛金	326,678千円
子会社	油研液圧工業(張家港)有限公司	中国	千円 101,468	油圧製品の製造	所有 直接82.14 間接12.94	当社製品の仕入 役員の兼務	債務保証(注2)	516,412千円	—	—
子会社	韓国油研工業株式会社	韓国	百万ウォン 5,010	油圧製品の販売	所有 直接96.41	当社製品の販売 役員の兼務	受取配当金	104,526千円	—	—
子会社	油研(上海)商貿有限公司	中国	千円 8,184	油圧製品の販売	所有 直接66.67 間接33.33	当社製品の販売 役員の兼務	債務保証(注2)	317,224千円	—	—
関連会社	株式会社北陸油研	石川県金沢市	千円 30,000	油圧製品の販売	所有 直接 30.3	当社製品の販売 役員の兼務	油圧製品の販売(注1)	780,463千円	受取手形 売掛金	299,677千円 135,993千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 油圧製品の販売については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

(注2) 当社は、台湾油研股份有限公司、油研液圧工業（張家港）有限公司、油研（上海）商貿有限公司の銀行借入に対して債務保証を行っております。

(注3) 取引金額には消費税等が含まれておりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 257円89銭

1株当たり当期純利益金額 20円53銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため掲載しておりません。

「会計方針の変更」に記載のとおり、企業結合会計基準等を適用しておりますが、当事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額に与える影響額は軽微であります。

(算定上の基礎)

1株当たり純資産額

貸借対照表の純資産の部の合計額 10,919,106千円

普通株式に係る純資産額 10,919,106千円

差額の主な内訳

該当事項ありません。

普通株式の発行済株式数 45,106,764株

普通株式の自己株式数 2,766,252株

1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 42,340,512株

1株当たり当期純利益金額

損益計算書上の当期純利益 876,090千円

普通株式に係る当期純利益 876,090千円

普通株主に帰属しない金額の主要な内訳

該当事項ありません。

普通株式の期中平均株式数 42,666,248株

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 11. その他の注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月18日

油研工業株式会社  
取締役会 御中

ロイヤル監査法人

指定社員 公認会計士 白 上 卓 美 ㊞  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 福 野 幸 央 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、油研工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、油研工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月18日

油研工業株式会社  
取締役会 御中

ロイヤル監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 白 上 卓 美 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 福 野 幸 央 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、油研工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、グループ会社に係わる重要な会議への出席や往査により事業の報告を受け財産の状況を調査しました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査室及び使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びロイヤル監査法人及び内部監査室から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて、説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重要事項は認められません。また、その構築・運用については子会社も含め改善が図られておりますが、改正会社法を受けて連結海外子会社への運用とリスク管理の更なる強化が必要であり、引き続き監視及び検証をしていきます。財務報告に係る内部統制については、本監査役会監査報告の作成時点において、ロイヤル監査法人からは「開示すべき重要な不備は認識していない」旨の報告を書面で受けております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ロイヤル監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ロイヤル監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

## 油研工業株式会社 監査役会

常勤監査役	高 久 憲 一 ㊟
常勤監査役(社外監査役)	桜 井 雅 夫 ㊟
監査役(社外監査役)	矢 島 良 司 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社の配当方針につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案し、適正な成果の配分を基本としております。

当社は、平成28年10月10日をもちまして、創立60周年を迎えます。

これもひとえに、株主各位をはじめ、多くの関係者の皆様の温かいご支援、ご指導の賜物と衷心より感謝申し上げます。

第72期末配当につきましては、永年にわたる株主各位のご支援にお応えするため、1株当たり7円の普通配当に創立60周年記念配当1円を加え、8円といたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項およびその種類  
当社普通株式1株につき 8円  
総額 338,724,096円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年6月29日

## 第2号議案 取締役1名選任の件

経営の透明性の確保およびコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、新たに社外取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
河 渕 健 司 (昭和25年7月10日生)	昭和50年4月 太陽鉄工株式会社入社 平成9年9月 同社ME事業部技術部長 平成10年4月 同社ME事業部開発室長 平成12年5月 同社メカトロ事業部長 平成13年6月 同社取締役 平成15年6月 同社常務取締役 平成19年6月 同社専務取締役 平成20年6月 株式会社TAIYO代表取締役社長 平成26年6月 同社取締役会長 平成27年9月 同社取締役会長退任 現在に至る	0株

- (注) 1. 候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 河渕健司氏は新任の取締役候補者であります。
3. 河渕健司氏は社外取締役候補者であり、また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
4. 河渕健司氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立性をもって経営の監視を遂行するのに適任であり、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与するものと判断したためであります。
5. 河渕健司氏は業務を執行しない取締役としての候補者ですので、同氏の選任が承認された場合には同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
6. 河渕健司氏は当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
7. 河渕健司氏は当社の親会社等ではなく、また過去5年間に当社の親会社等であったこともありません。
8. 河渕健司氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
9. 河渕健司氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
10. 河渕健司氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役矢島良司氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
や じま りょう じ 矢 島 良 司 (昭和26年1月1日生)	昭和49年4月 第一生命保険相互会社入社 平成14年7月 同社取締役業務企画部長 平成16年7月 同社執行役員 平成17年4月 同社常務執行役員 平成19年4月 同社常務執行役員コンプライアンス本部長 平成20年6月 当社監査役(現在) 平成20年7月 同社取締役常務執行役員コンプライアンス本部長 平成22年4月 第一生命保険株式会社取締役専務執行役員 平成26年6月 株式会社第一生命経済研究所代表取締役社長(現在)	8,000株

- (注) 1. 候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 矢島良司氏は、過去に当社の社外監査役を8年間務め、当社の事業内容には精通しており、また企業経営者としての豊富な経験と見識を有していることから、社外監査役候補者とするものであります。
3. 当社は矢島良司氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としております。また、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。
4. 矢島良司氏は当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
5. 矢島良司氏は当社の親会社等ではなく、また過去5年間に当社の親会社等であったこともありません。
6. 矢島良司氏は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員でもなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
7. 矢島良司氏は、当社又は特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
8. 矢島良司氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
ふせけんきち 布施謙吉 (昭和22年6月28日生)	昭和55年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 昭和55年4月 長野法律事務所（現在） 平成17年6月 当社補欠監査役（現在）	0株

- (注) 1. 当社は布施謙吉氏が所属している長野法律事務所との間に顧問契約を締結しております。
2. 布施謙吉氏は、社外監査役候補者であります。
3. 布施謙吉氏は、弁護士として企業法務に精通し、他社における監査役経験もあり、企業経営を統治する十分な見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 布施謙吉氏が監査役に就任した場合は、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額といたします。
5. 布施謙吉氏は当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
6. 布施謙吉氏は当社の親会社等ではなく、また過去5年間に当社の親会社等であったこともありません。
7. 布施謙吉氏は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員でもなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
8. 布施謙吉氏は、当社又は特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
9. 布施謙吉氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

## 第5号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、当初平成19年3月8日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では平成25年6月27日開催の当社第69回定時株主総会において株主の皆様の承認をいただき継続（以下、継続後の対応策を「現プラン」といいます。）しておりますが、その有効期間は、平成28年6月開催予定の当社第72回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。当社では、現プラン継続後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、平成28年5月12日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランの内容を一部変更した上で継続（以下、新たに継続する対応策を「本プラン」といいます。）することを決定しましたのでお知らせいたします。本プランの現プランからの主な変更点は以下のとおりです。

- ①当社取締役会が大規模買付者から提供を受けた本必要情報に加えて追加的に情報提供を求める場合の期限の上限を設定いたしました。
- ②大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合に、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない旨を明確化いたしました。
- ③その他語句の修正、文言の整理等行いました。

本プランへの継続につきましては、本プランの具体的運用が適正に行われることを前提として、監査役全員から賛同を得ております。

### I 本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

#### 1. 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入された、現プランを継続するものです。

当社は、当社株式に対する大規模な買付等が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者と

して不適切であると考えるものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付等の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、取締役会や株主の皆様が株式の大規模な買付の内容等について評価・検討し、あるいは取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な時間や情報を提供することのないもの等買収の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そこで、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切なご判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランとして継続することといたしました。

本プランの概要につきましては、参考資料をご参照ください。

## 2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1： 特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、

- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注2： 議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）又は、

- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3： 株券等とは、金融商品取引法第27条の2第1項又は同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

### 3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会規程（独立委員会規程の概要につきましては、別紙1をご参照ください。）を定めるとともに、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の取締役との間に特別の利害関係を有していない社外取締役、社外監査役又は社外有識者（注4）の中から選任します。本プラン継続後の独立委員会の委員は、社外取締役として鈴木幸一氏、社外監査役として桜井 雅夫氏、矢島 良司氏の3名が就任する予定です（略歴につきましては、別紙2をご参照下さい）。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に

評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注4：社外有識者とは、過去に当社又は当社の子会社の取締役、会計参与もしくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがない者であり、経営経験豊富な企業経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者をいいます。

#### 4. 大規模買付ルールの概要

##### (1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただけます。当社が大規模買付者から意向表明書を受理した場合には、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について適時・適切に公表します。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要
- ⑥ プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

## (2) 大規模買付者からの情報の提供

当社は、上記(1)の意向表明書を受領した日の翌日から10営業日以内に、大規模買付者から当社取締役会に対して、株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者には、当該リストに従い、本必要情報を当社取締役会に書面で提出していただきます。本必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。）
- ③ 大規模買付行為における買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 大規模買付行為における買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為の完了後に想定している役員候補（当社及び当社グループ事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策及び配当政策等
- ⑥ 大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループの顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関しての変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限（最初に本必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）を定めた上で、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、本必要情報の全てが大規模買付者から提供されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともにその旨を公表することとします。

また、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を打ち切り、後記(3)の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された本必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表します。

### (3) 当社取締役会による評価・検討期間等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

## 5. 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑤のいずれかに該当し、その結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要かつ相当な範囲内で新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を講じることがあります。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社又は当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社又は当社グループの資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社又は当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っている場合

⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断された場合

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記(1)で述べた対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも本必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

(3) 取締役会の決議、及び株主総会の開催

当社取締役会は、上記(1)又は(2)において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当をする場合の概要は別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや新株予約権者に対して、当社が当社株式と引き換えに当該新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。但し、当社は、この場合において、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定しておりません。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様に本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議

した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示します。

株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。従って、当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

#### (4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間を、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間のあわせられた期間を大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

従って、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

#### (5) 対抗措置発動の停止等について

上記(3)において、当社取締役会又は株主総会において具体的対抗措置を講じることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合、独立委員会の意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権を無償割当する場合において、権利の割当を受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権の無償割当を中止することとし、また、新株予約権の無償割当後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社による無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）することにより対抗措置発動の停止等を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

## 6. 本プランが株主・投資家に与える影響

### (1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響

本プランにおける大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報および提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5. において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### (2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会が上記5. に記載した対抗措置を講じることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合は、株主の皆様は、対価を払い込みすることなく、その保有する株式数に応じて、新株予約権が割当てられます。また、当社が、当該新株予約権の取得の手続きを取ることを決定した場合は、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）を行う場合には、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの開示は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当が行われる場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等ではないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

## 7. 本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランは、本株主総会での決議をもって同日より発効することとし、有効期限は、本株主総会終結の時から平成31年6月に開催される第75回定時株主総会終結の時までとします。

本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会が本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示します。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様に不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

## II 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

### (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記 I 1. 「本プランの目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって現プランを継続したものです。

### (3) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記 I 5. 「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」にて記載したとおり、大規模買付行為が大規模買付ルールを遵守していない、あるいは大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買収である場合や株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、上記 I 5.「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」に記載のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

(5) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本株主総会での承認により発効することとしており、本株主総会において本プランに関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で変更又は廃止されることになり、株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

(6) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 I 7.「本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期を2年としておりますが、当該任期につきましては期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要するような決議要件の加重は行っておりません。

以 上

## 独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役、社外監査役又は社外有識者（経営経験豊富な企業経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者又はこれに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議により選任される。
- ・独立委員会の委員の任期は、本プランの有効期限までとする。但し、社外取締役及び社外監査役である委員の任期は、その社外役員としての任期が本プランの有効期限より以前に到来する場合（再任された場合を除く）は、社外役員の任期と同じとする。また、取締役会等において本プランの廃止をする旨の決議をした場合、委員の任期は本プランの廃止と同時に終了する。
- ・独立委員会は、取締役会から諮問を受けた場合、以下に記載する事項について決定し、その決定の内容を、その理由及び根拠を付して取締役会に対して勧告する。
  - ① 大規模買付者に対抗するための新株予約得権の発行等、会社法その他の法律及び定款が認める対抗措置の発動又は不発動
  - ② 大規模買付者の大規模買付行為の撤回等に基づく新株予約得権の無償取得、発行中止その他対抗措置の停止等
  - ③ その他、取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・独立委員会は、以下に記載される事項を行うものとする。
  - ① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの決定
  - ② 大規模買付者が取締役会に提供すべき本必要情報の決定
  - ③ 本必要情報の提供完了の決定
  - ④ 大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
  - ⑤ 大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの決定
  - ⑥ 取締役会評価期間の延長の決定
  - ⑦ 本プランの修正又は変更の承認
  - ⑧ その他、取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・独立委員会の決議は、独立委員会メンバーの過半数が出席し、出席した委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

## 独立委員会の委員略歴

本プランへの継続後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

鈴木 幸一（すずき ゆきかず）

昭和15年1月6日生

（略歴）昭和58年3月 中央青山監査法人代表社員  
平成17年10月 青山学院大学大学院教授  
平成18年7月 松田産業株式会社監査役  
平成27年6月 当社取締役（社外）（現在）

桜井 雅夫（さくらい まさお）

昭和28年4月22日生

（略歴）昭和51年4月 株式会社日本興業銀行入行  
平成16年10月 株式会社みずほコーポレート銀行IT・システム企画部  
付審議役 みずほ情報総研株式会社出向  
平成17年4月 みずほ情報総研株式会社入社 銀行システムグループ常  
務執行役員  
平成20年6月 同社取締役副社長  
平成25年4月 同社非常勤取締役  
平成25年6月 当社常勤監査役（現在）

矢島 良司（やじま りょうじ）

昭和26年1月1日生

（略歴）昭和49年4月 第一生命保険相互会社入社  
平成16年7月 同社執行役員  
平成17年4月 同社常務執行役員  
平成19年4月 同社常務執行役員コンプライアンス本部長  
平成20年6月 当社監査役（現在）  
平成20年7月 同社取締役常務執行役員コンプライアンス本部長  
平成22年4月 第一生命保険株式会社 取締役専務執行役員  
平成26年6月 株式会社第一生命経済研究所代表取締役社長（現在）

上記、各独立委員と当社の間には特別の利害関係はありません。

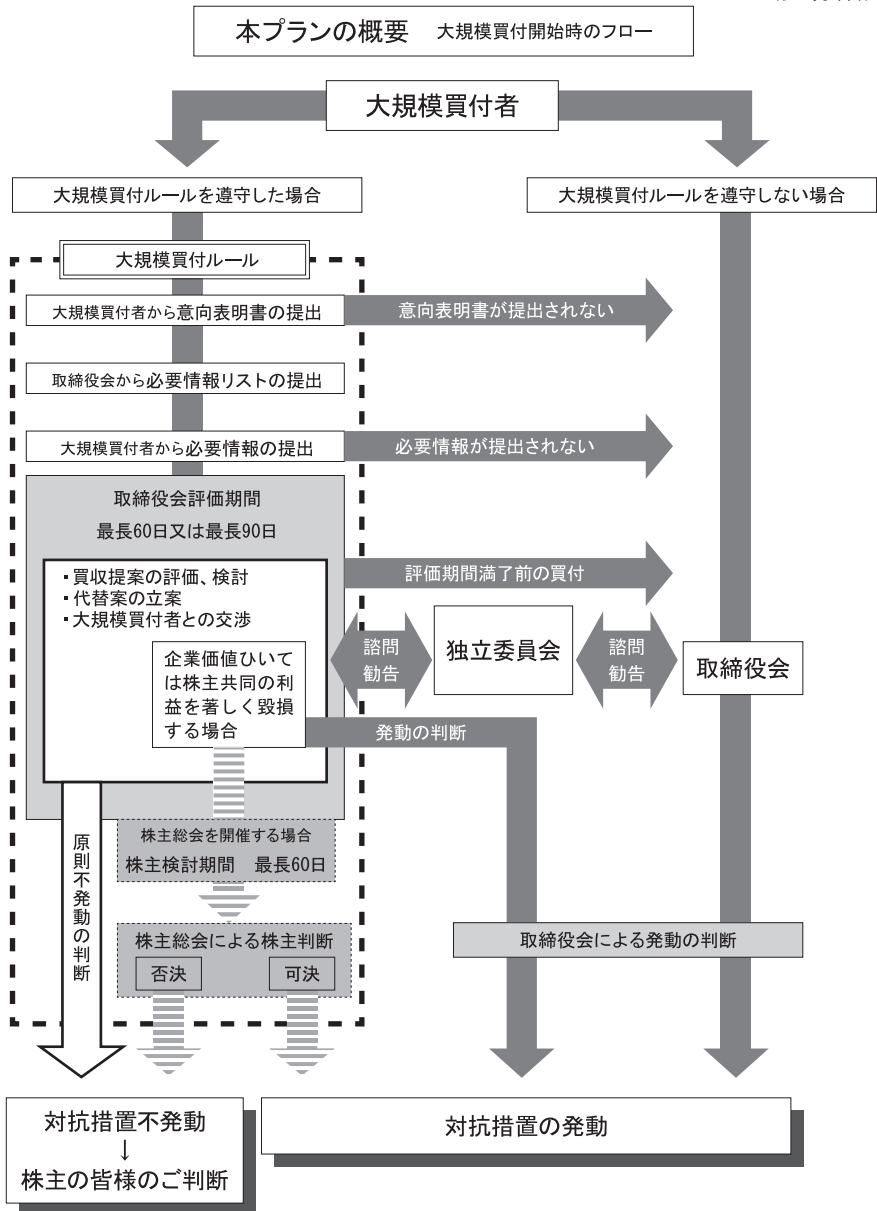
尚、鈴木幸一氏および桜井雅夫氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

以 上

## 新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及び発行条件  
当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数  
新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件  
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。但し、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない。
7. 新株予約権の行使期間等  
新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以上



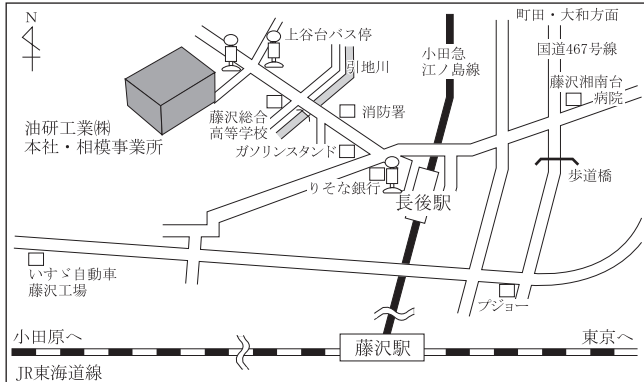
(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

以 上



# 株主総会会場ご案内図

神奈川県綾瀬市上土棚中四丁目4番34号  
油研工業株式会社 本社大会議室



## 〔道 順〕

- ・小田急江ノ島線長後駅西口より徒歩12分
- ・小田急江ノ島線長後駅西口バスターミナル③番乗り場より（綾瀬車庫・綾瀬市役所・さがみ野駅・桜が丘駅行き何れも通ります。）ご乗車いただき、上谷台（長後駅より1停留所）で下車ください。